

## ときわ動物園宣伝素材制作業務委託に係る仕様書

この仕様書は、宇部市が受託者に委託して実施する「ときわ動物園宣伝素材制作業務委託」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

ときわ動物園宣伝素材制作業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、ときわ動物園の特徴である生息環境展示や稀少動物にスポットを当て、その魅力をより引き出した内容の宣伝素材を制作するものである。

宣伝素材は、一過性のものではなく、長期にわたり動画配信サービスやSNS、テレビCMなどで活用し、ときわ動物園の認知度向上につなげることを目的とする。

### 3 コンセプト

20代から40代の子育て世代を訴求対象として、動画を見た視聴者の「家族でときわ動物園に行ってみよう」という気持ちを呼び起こさせ、印象深く記憶に残る内容と構成であること。

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）まで

### 5 業務内容

宣伝素材の制作に関する業務内容は次のとおりとする。

#### (1) 本プロポーザルにおける企画提案

① 本プロポーザルの企画提案にあたっては、「3 コンセプト」を十分に理解した上で、次の事項を提案書に理由とともに盛り込むこと。また、後段の(2)以降に示す諸条件等を踏まえて企画すること。

ア 動画を放映するメディアの種類（自由提案、複数可）

例；テレビCM、SNS広告、無料動画配信サイト、  
公共施設等のデジタルサイネージ

イ 上記アで示したメディアの種類に適した動画再生時間

（自由提案、複数可）

例；テレビCM用（15秒）、サイネージ用（90秒）

ウ 上記イで提案するパターンごとに、絵コンテ等で動画イメージを提示

② 提案にあたっての留意事項

動画の演出方法として、動物を擬人化した表現は用いないこと。

## (2) 契約締結後、業務実施における諸条件

### ① 業務内容の決定

受託者決定後、本契約の締結にあたっては、プロポーザルでの提案内容を基に本市と受託者で協議の上、内容を決定するものとする。また、映像制作における重要事項については、本市と受託者で協議の上、決定すること。

### ② 撮影

企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。撮影にあたっては、宇部市、公益財団法人宇部市常盤動物園協会および受託者の三者の協議により、撮影場所や日時を調整すること。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 資料および素材の収集

イ 肖像権および著作権についての必要な手続き

### ③ 編集

撮影した映像の加工および編集のほか、音楽や音声、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までに本市による複数回の内容確認および修正の指示を受けるものとする。

動画の要件については、次のとおりとする。

ア 使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な映像が撮影できない場合には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。借用映像を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。

イ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

## 6 成果品

### (1) 内容

成果品は次のとおりとし、受託者において映像や画像、音楽等に関する著作権処理を済ませたもので、所有権は全て本市に帰属するものとする。

#### ① 再生用

(ア) DVDディスク 5枚(盤面印刷含む。)

(イ) Blu-rayディスク 5枚(盤面印刷含む。)

#### ② WEB配信用

本市の公式YouTubeやSNS等で配信できるよう、MPEG4、WMV、MOVのフォーマットに変換したデータとし、必要に応じて、タブレット等での使用を想定して映像データを軽量化すること。

#### ③ 非圧縮の映像マスターデータ一式(HDD等)

動画制作に使用した映像や写真データ等を保存したもの

## (2) 不備について

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする、なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

## 7 仕様

- (1) データ形式 MPEG 4、WMV、MOV
- (2) 画面縦横比 16 : 9
- (3) サイズ 1,920×1,080px以上

## 8 納品

- (1) 期限 令和6年2月29日(木)
- (2) 場所 宇部市観光スポーツ文化部ときわ公園課

## 9 業務管理

受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書および行程表を本市に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

## 10 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。
- (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、本市と受託者で協議の上進める。

## 11 契約に関する条件等

### (1) 再委託等について

受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。

### (2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、本市の指定する期日までに補正を行うこと。

また、その場合の費用については、受託者の負担とする。

### (3) 業務の履行に関する措置

- ① 本市は本業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受託者はアの要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に本市に書面で提出しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

- ① 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て本市に帰属する。
- ② 受託者は、本市の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。
- ③ 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

### (6) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。